紫波町高効率照明機器整備事業

公募型プロポーザル実施要項

　本業務は、紫波町（以下「町」という。）が所有する公共施設（以下「業務対象施設」という。）の照明設備のLED化を図ることで、消費電力を低減し、業務対象施設の脱炭素化を推進することを目的とする。

１　業務概要

（１）業務名　紫波町高効率照明機器整備事業

（２）業務予定期間　契約締結日から令和６年３月22日

（３）予算額　13,473,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（４）選定方法　公募型プロポーザル方式による

（５）業務対象施設　野村胡堂・あらえびす記念館、古館公民館（ふれあいホール１階を含む）、古館保育所、赤石公民館、赤沢公民館

２　プロポーザル参加資格

　参加資格者は、下記に記載する要件を全て満たしている者とする。

（１）　法人格を有する者であること。

（２）　複数の者による共同提案は認めるが、代表事業者は岩手県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人であること。

（３）　代表事業者は、紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱（令和３年紫波町告示第78号）に基づく入札参加資格者名簿のうち電気工事又は物品（ただし、照明器具の納入が可能である者に限る。）に登録された者であること。

（４）　紫波町建設工事等競争入札参加資格者指名停止期間中の者でないこと。

（５）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

３　事業者選定の手続き

（１）契約締結までのスケジュール

　契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表１のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、紫波町の休日に関する条例に定める町の休日（以下「町の休日」という。）には、受付等を行わない。

表１　契約締結までのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 期　日 |
| 申請関係書類配布開始（町ホームページ掲載） | 令和５年９月15日 |
| 参加申込書類の提出期限 | 令和５年９月29日 |
| 業務対象施設の現地確認可能期間 | 令和５年9月15日～令和５年10月6日 |
| 質問の受付期限 | 令和５年９月26日 |
| 質問の回答期限 | 令和５年９月28日 |
| 技術提案書類の提出期限 | 令和５年10月16日 |
| 選定委員会の開催（書類審査） | 令和５年10月24日 |
| 事業者の選定及び契約 | 令和５年10月下旬 |

* スケジュールは参加者の状況などにより、若干変更する場合がある。

（２）選定委員会の設置

　事業者の選定にあたり、「紫波町高効率照明機器整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

４　参加申込みについて

（１）参加申込書及び添付書類（以下「参加申込書類」という。）の構成

ア　参加申込書（様式第１号）

イ　業務実績書（様式第２号）

ウ　業務体制書（様式任意）

（２）参加申込書類の提出

　参加申込書類は、次のとおり提出すること。

ア　提出期限：令和５年９月29日（金）17時まで

イ　提出場所：028-3392　岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１

　　　　　　　紫波町産業部地球温暖化対策課地球温暖化対策係　担当：三ヶ森

ウ　提出部数：５部（正本１部、副本４部）※副本はコピーで可。以下同様。

エ　提出方法：持参または郵送による提出

※持参の場合は町の休日を除く日の９時から17時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

５　業務対象施設の現地確認について

（１）以下の期間で業務対象施設の現地確認を可能とする。なお、町担当課による現地説明は行わない。

期間　　：令和５年９月15日（金）から令和５年10月６日（金）まで

確認可能時間帯：開館時間の範囲内（各施設管理者に確認のこと）

（２）現地確認を希望する場合は、紫波町産業部地球温暖化対策課に連絡し、日程調整を行うこと。

６　質問の受付・回答

（１）質問の受付

ア　受付期限：令和５年９月26日（火）17時まで

イ　質問の提出方法

　技術提案に関する質問は、質問書（様式第３号）により町担当者が指定する電子メールアドレス（ontai@town.shiwa.iwate.jp）宛てに送信すること。

（２）質問に対する回答

　提出された質問に対する回答は、令和５年９月28日（木）までに町ホームページ（<https://www.town.shiwa.iwate.jp/>）において回答（公開）する。

　ただし、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うこととする。

７　技術提案について

（１）技術提案書及び添付書類（以下「技術提案書類」という。）の構成

ア　技術提案書等送付書（様式第４号）

イ　技術提案書（任意様式　工程表を含む。）

ウ　見積書（任意様式）

（２）技術提案書に記載する事項

　別紙「紫波町高効率照明機器整備事業仕様書」に掲げる内容を実現するための提案を記載すること。

（３）技術提案書類の期限

ア　提出期限：令和５年10月16日（月）17時まで

イ　提出場所：028-3392　岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１

　　　　　　　紫波町産業部地球温暖化対策課地球温暖化対策係　担当：三ヶ森

ウ　提出部数：５部（正本１部、副本４部）※副本はコピーで可。以下同様。

エ　提出方法：持参または郵送による提出

※持参の場合は町の休日を除く日の９時から17時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

８　最優秀提案事業者の選定

（１）最優秀提案事業者の選定方法

①　選定委員会は、書類により審査を行う。

②　審査は、表２に基づく使用の確認及び表3に基づく提案内容の評価とする。

③　提案内容の評価合計点に基づき順位付けを行い、最優秀提案事業者を選定する。

表２　仕様の確認項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 確認項目 | 確認基準 | 確認結果 |
| １ | 構造等 | ①　日本工業規格を準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用LED光源における性能要求指針）及び日本電球工業規格の推薦する基準を満たす製品を採用している。 |  |
| ②　採用する製品は未使用のものである。 |  |
| ③　LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものである。 |  |
| ④　必要箇所においてサージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されている。 |  |
| ２ | 性能等 | ①　演色性、色温度、照射角度。全光束は既存照明器具と同等である。 |  |
| ②　定格寿命は、40,000時間以上のものである。 |  |
| ③　作動保証温度範囲は、5℃～35℃（屋外は-45℃～45℃）を満たしている。 |  |
| ３ | その他 | ①　LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品ではない。 |  |
| ②　LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している。 |  |
| ③　LED照明機器のメーカー保証期間は５年間以上である。 |  |
| ④　コストシミュレーション表を提出できるか。 |  |
| ⑤　照度測定結果表を提出できるか。 |  |

表３　提案内容の評価項目及び評点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| １ | 見積額 | ・業務として適正な価格であるか | 40点 |
| ２ | CO2排出削減量 | ・LED化することにより十分なCO2排出の削減が見込めるか | 30点 |
| ３ | 使用の水準を超える提案 | ・LED化以外に施設照明機能及びその他サービスの向上に関する提案があるか | 20点 |
| ４ | その他 | ・施設利用への影響を最小限にした業務計画であるか・施設利用者の安全に十分配慮されているか | 10点 |
|  |  |  | 100点 |

（２）提案者が１者のみの場合の取扱い

　提案者が１者のみの場合でも選定委員会による審査は行い、評価点の合計点が満点の60％以上であった場合は、その者を最優秀提案事業者とする。

（３）審査結果等の通知及び公表

　町は、審査結果を参加者に文書で通知するとともに、ホームページで公表する。なお、

審査結果に対する異議申立や電話等による問合せには一切応じない。

９　契約の締結

　最優秀提案事業者として選定された者と町が協議し、業務に係る仕様を確認したうえで随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けされた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10　契約保証金

　契約保証金の額は、請負代金額の10分の１とする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供もしくは金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11　その他

（１）プロポーザル実施要領等の承諾

　参加希望者は、参加申込書類の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）失効または無効

　次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

・期限を過ぎて提出書類が提出された場合

・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

・審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（３）複数提案の禁止

　提案者は、複数の提案書の提出はできない。

（４）提出書類の変更の禁止

　提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。ただし、町が提出を求めた場合はこの限りではない。

（５）応募の辞退

　本プロポーザルへの参加を途中で辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いはしない。

（６）提出書類の返却

　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（７）費用負担

　技術提案書の作成や提出等、プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。また、最優秀提案事業者が契約に至らなかった場合においても、町は一切の補償等は行わない。

（８）使用言語及び単位

　使用言語及び単位は日本語とし、通貨単位は円とする。

（９）その他必要事項の決定

　本実施要領に定める事項のほか、必要な事項については、別途町が定めるものとする。

【担当（問合せ先及び書類提出先】

〒038-3392　岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１

紫波町　産業部　地球温暖化対策課　地球温暖化対策係　担当：三ヶ森　誠

電話：019-672-2111　内線2254　電子メール：ontai@town.shiwa.iwate.jp